

医療情報取得加算について

当クリニックは、マイナンバーカードが健康保険証として利用できる “マイナ保険証“ の利用を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）です。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療情報点数を算定させていただきます。

【医療情報取得加算】

	<初診>	<再診> (3か月に1回)
・マイナ保険証を利用しない	3点	2点
・マイナ保険証を利用し、情報取得同意	1点	1点



※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願い致します。

マイナンバーカードの保険証利用について、詳しくは特設ページでご確認ください。

マイナポータル



厚生労働省

